## 学校保健安全法施行規則第18・19条に基づく感染症と出席停止期間の基準

	疾 病	出席停止となる期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1
	新型コロナウイルス感染症  麻しん(はしか)	日を経過するまで。 解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(水ぼうそう)	全て発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱 	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
第 3 種	髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性各角結膜	10 -2 A C hn A A C 0
	近、	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
	A群溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	